

ご利用者と取り交わす利用契約書&重要事項説明書…

今のままでいいのか、修正すべき点を知りたい！

サービス中の介護事故への対応…

何をすればいいのか、何をしてはいけないのか？

そんな皆さんのお悩みをスッキリ解決します。

平成 29 年度 介護トラブル対応ポイントセミナー開催要綱

（目的）

指定居宅事業者は、厚生労働省令により、サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる「重要事項説明書」を交付して説明を行い、同意を得なければならないと規定されています。

また、介護中の事故等に適切に対応することが求められています。いざ、事故の対応となると、どのようなこと行ったらいいのかよくわからないことがあると思います。

このセミナーでは、重要事項説明書をはじめとするご利用者と取り交わす書面の作成のポイント、並びに介護事故やトラブルにおけるご家族への対応等について理解を深め、実践的な知識を得て頂くことを目的に開催します。

主 催：社会福祉法人平戸市社会福祉協議会

後 援：平戸市（予定）

日 時：平成 30 年 2 月 2 日（金）13:30～16:30

場 所：平戸市社会福祉センター

〒859-5121 平戸市岩の上町 1466 番地（TEL 0950-22-2180）

日 程

13:00～13:30 受付

13:30～13:40 開会行事

13:40～16:20 研修 テーマ「スッキリ解決！介護トラブル」

～重要事項説明書から裁判回避の極意まで～

講師 法律事務所おかげさま

弁護士 外岡 潤 氏

内容

- ・重要事項説明書、利用契約書、個人情報利用承諾書の作成のポイント
- ・転倒事故を中心とした事故・トラブル対応のリスクマネジメント

16:20～16:30 質疑応答

16:30～ 閉会

※講師のプロフィールについては、別紙をご参照ください。

参加対象

社会福祉協議会、地域包括支援センター、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホーム、介護付有料老人ホーム、小規模多機能型施設、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、通所介護事業所等で参加を希望する者

定 員 50 名

参加費 3,000 円（研修会当日に、お支払い下さい。）

参加申し込み

参加を希望する方は、平成 30 年 1 月 31 日（水）までに、参加申込書に必要事項を記入の上、郵送・FAX・電子メールにて平戸市社会福祉協議会までお申込み下さい。（FAX、メールでのお申し込みは、お手数ですが着信を必ずご確認ください。）

尚、開催要綱・参加申込書等は、本会ホームページよりダウンロードできます。
(<http://www.sha-kyo.net/>)

申し込み先及びお問い合わせ

〒859-5121

平戸市岩の上町 1466 番地

社会福祉法人平戸市社会福祉協議会 宛

TEL 0950-22-2180 FAX 0950-22-3175

E-mail hirado@sha-kyo.net